

預貯金と税務調査のポイント その②

～最も指摘される預金：名義預金とは～

名義預金って何？

名義預金とは

通帳の名義人と実際にお金を出した人が違う預金

よくある名義預金のケース

孫のために祖父母が孫名義の通帳にお金を貯める

夫が出した生活費の残りを妻名義の通帳に貯める

名義預金は実際にお金を出した人の相続財産となります

名義預金が税務調査で問題になる理由

名義預金が相続財産から漏れやすい理由

- ①名義が被相続人のものでないため、銀行残高証明書に載らない
- ②名義側が預金をそもそも認識していない
- ③被相続人・名義人共に悪気が無い

名義側が預金をそもそも認識していない

預金の管理者が被相続人だと名義預金になりやすい

被相続人が名義の違う預金を管理する

→ 通帳の作成筆跡が被相続人

印鑑は被相続人と同じ

印鑑・通帳を被相続人が管理

預金の引出履歴が無い

定期預金の満期更新の筆跡が被相続人

これらの行為は名義預金と認識される可能性大です。

被相続人・名義人共に悪気が無い

名義人の口座にお金に移ることが普通と思うと危険

①贈与の立証ができますか？

(契約書の有無、貰った時の状況説明、管理方法)

→相続の調査時に被相続人はいません。

説明するのは貰った側

②生活費の残りを配偶者の通帳に入れるのは節約
努力賜物では？

→お金の出どころは夫のため、贈与立証必要

名義預金と認定されないために

贈与の認定&管理は名義者が行うことが大切です

- ①贈与契約書を作成する
- ②銀行振込で預金が動いた証拠を残す
- ③贈与を受けた人が印鑑・通帳を管理
- ④預金を少しずつ使う

ご清聴ありがとうございました。

END